

裁 判 官 会 議 議 事 録

- 1 日時 平成26年12月19日（金）午後4時
- 2 場所 東京高等裁判所大会議室（18階）
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 付議事項 第1議案 人事に関する報告事項
第2議案 東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を求める事項
第3議案 平成27年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めについての事項

5 議事の進行

事務局長

本会議の成立宣言（構成員131人中，111人出席（午後4時現在））

議長（長官）

- (1) 開会宣言
- (2) 第1議案報告
- (3) 第2議案上程・承認
- (4) 第3議案上程・承認

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名した。

第1順位 第22民事部 加藤新太郎 部総括判事

第2順位 第10刑事部 村瀬 均 部総括判事

（1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆）

第3順位 第15民事部 井上繁規 部総括判事

第4順位	第16民事部	奥田隆文	部総括判事
第5順位	第5民事部	大竹たかし	部総括判事
第6順位	第5刑事部	八木正一	部総括判事
第7順位	第12刑事部	井上弘通	部総括判事
第8順位	第1民事部	福田剛久	部総括判事
第9順位	第11刑事部	三好幹夫	部総括判事
第10順位	第4刑事部	河合健司	部総括判事

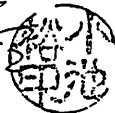
(5) 閉会宣言

平成26年12月19日

事務局長

渡部 勇次 

議長

小池 祐三 

(別紙)

平成26年度後期裁判官会議出席者名簿

1 裁判官会議構成員

東京高等裁判所長官	小池裕
東京高等裁判所事務局長	渡部勇次
東京高等裁判所判事（第1民事部）	福田剛久
	塩田直也
	石橋俊一
	中野琢郎
東京高等裁判所判事（第2民事部）	柴田寛之
	林正宏
	齋藤憲次
	小田靖子
東京高等裁判所判事（第4民事部）	田村幸一
	高橋光雄
	浦野真美子
	西森政一
東京高等裁判所判事（第5民事部）	大竹たかし
	山本剛史
	小池一利
	平田直人
	田中寛明
東京高等裁判所判事（第7民事部）	菊池洋一
	濱口浩
	工藤正

東京高等裁判所判事（第 8 民事部）	高 世 三 郎
	廣 田 泰 士
	福 島 かなえ
東京高等裁判所判事（第 9 民事部）	奥 田 正 昭
	橋 本 英 史
	関 口 剛 弘
	増 永 謙一郎
東京高等裁判所判事（第 1 0 民事部）	大 段 亨
	河 村 浩
	森 脇 江津子
東京高等裁判所判事（第 1 1 民事部）	瀧 澤 泉
	小 川 秀 樹
	中 平 健
	布 施 雄 士
東京高等裁判所判事（第 1 2 民事部）	杉 原 則 彦
	高 瀬 順 久
	朝 倉 佳 秀
東京高等裁判所判事（第 1 4 民事部）	須 藤 典 明
	小 池 晴 彦
	小 濱 浩 庸
	島 村 典 男
	南 部 潤一郎
東京高等裁判所判事（第 1 5 民事部）	齊 木 教 朗
	宮 永 忠 明
	木 太 伸 広
東京高等裁判所判事（第 1 6 民事部）	奥 田 隆 文

	貝	原	信	之
	松	本	明	敏
	齊	藤		顕
東京高等裁判所判事（第 1 7 民事部）	菅	野	博	之
	中	村	也	志
	飯	畑	勝	之
	本	田	能	久
東京高等裁判所判事（第 1 9 民事部）	小	林	昭	彦
	定	塚		誠
	岡	山	忠	広
	黒	澤	圭	子
	宇田川	公		輔
東京高等裁判所判事（第 2 0 民事部）	山	田	俊	雄
	佐	藤	美	穂
東京高等裁判所判事（第 2 1 民事部）	齋	藤		隆
	栗	原	洋	三
	鈴	木	正	弘
	藤	田	正	人
東京高等裁判所判事（第 2 2 民事部）	加	藤	新太郎	
	峯		俊	之
	河	田	泰	常
	小	林	康	彦
東京高等裁判所判事（第 2 3 民事部）	水	野	邦	夫
	若	林	辰	繁
	瀬	川	卓	男
	本	吉	弘	行

東京高等裁判所判事（第24民事部）	坂庭正将
	高野伸
	瀬戸口壯夫
	河本晶子
東京高等裁判所判事（第1刑事部）	田辺曉志
	小坂敏幸
	半田靖史
	梶川匡志
東京高等裁判所判事（第3刑事部）	秋葉康弘
	青沼潔
	浅香竜太
	河合健司
東京高等裁判所判事（第4刑事部）	藤井俊郎
	小川賢司
	八木正一
	根本涉
東京高等裁判所判事（第5刑事部）	川本清巖
	大島隆明
	加藤学
	安藤祥一郎
東京高等裁判所判事（第10刑事部）	村瀬均
	石井伸興
	内田曉
	三好幹夫
東京高等裁判所判事（第11刑事部）	染谷武宣
	井上弘通
東京高等裁判所判事（第12刑事部）	

	深 沢 茂 之
	中 川 卓 久
知的財産高等裁判所判事（第1部）	設 樂 隆 一
	大 寄 麻 代
	平 田 晃 史
知的財産高等裁判所判事（第2部）	清 水 節
	中 村 恭
	新 谷 貴 昭
	鈴 木 わかな
	中 武 由 紀
知的財産高等裁判所判事（第3部）	石 井 忠 雄
	西 理 香
	田 中 正 哉
	神 谷 厚 毅
知的財産高等裁判所判事（第4部）	富 田 善 範
	大 鷹 一 郎
	田 中 芳 樹
	柵 木 澄 子

2 その他

東京高等裁判所事務局次長	進 藤 修
東京高等裁判所民事首席書記官	入 子 福 司
東京高等裁判所刑事首席書記官	久 川 三紀夫
東京高等裁判所事務局総務課長	小 野 昭
東京高等裁判所事務局人事課長	加 藤 和 広
東京高等裁判所事務局会計課長	中 園 敬
東京高等裁判所事務局管理課長	大 倉 敏 文

知的財産高等裁判所事務局長兼首席書記官 中 島 あけみ

平成26年度後期裁判官会議付議事項

第1議案

人事に関する報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～9

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を

求める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～16

第3議案

平成27年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事

務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行

政事務の代理順序に関する定めについての事項・・・・・・・・ 17～40

第1議案

人事に関する報告事項

1 裁判官の異動任免等

(1) 当庁関係(平成26年6月28日～平成26年12月19日)

年月日	発令事項等		官 職 等		氏 名	備 考
平26.07.01	東京高判事	9民	裁判官訴追委員会事務局次長		増 永 謙一郎	
平26.07.01	東京高判事・東京簡裁判事	21民	法務省民事局付		藤 田 正 人	
平26.07.04	宇都宮地判事(所長)・宇都宮簡裁判事(司掌者)		東京高判事	20民	野 山 宏	
平26.07.18	東京地判事		東京高判事	24民	佐久間 健 吉	
平26.07.18	東京高判事	24民	法務省人権擁護局長		萩 原 秀 紀	
平26.07.18	東京高判事	11民	法務省大臣官房司法法制部長		小 川 秀 樹	
平26.07.21	横浜地家小田原支判事(文部長)・小田原簡裁判事(司掌者)		東京高判事	12刑	山 田 敏 彦	
平26.07.24	依願退官		東京高判事(部総括)	2民	佐久間 邦 夫	
平26.07.24	東京高判事(部総括)	2民	名古屋家判事(所長)		柴 田 寛 之	
平26.07.25	定年退官		東京高判事(部総括)	23民	鈴 木 健 太	
平26.07.25	東京家判事(所長)		東京高判事(部総括)	19民	貝阿彌 誠	
平26.07.25	千葉地判事(部総括)・千葉簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	2刑	小森田 恵 樹	
平26.07.25	東京高判事(部総括)	19民	仙台地判事(所長)		小 林 昭 彦	
平26.07.26	静岡地家判事(部総括)・静岡簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	5刑	佐 藤 正 信	
平26.07.26	東京高判事(部総括)	23民	仙台高判事(部総括)		水 野 邦 夫	

年月日	発令事項等		官 職 等		氏 名	備 考
平26.07.31	定年退官		東京高判事(部総括)	3刑	金 谷 暁	
平26.08.01	東京高判事・東京簡裁判事	8民	東京地判事・東京簡裁判事(最高裁調査官)		中 島 基 至	
平26.08.01	東京高判事・東京簡裁判事	19民	東京地判事・東京簡裁判事(最高裁総務局付)		宇田川 公 輔	
平26.08.01	東京高判事・東京簡裁判事 (最高裁調査官)		知財高判事・東京簡裁判事	知1	小 田 真 治	
平26.08.01	東京高判事(部総括)	3刑	福島地判事(所長)		秋 葉 康 弘	
平26.08.16	京都地判事(所長)		東京高判事(裁判所職員 総合研修所長)		小久保 孝 雄	
平26.08.16	東京家判事(部総括)・東京簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	2民	蓮 井 俊 治	
平26.08.16	東京高判事(裁判所職員 総合研修所長)		東京家判事(部総括)		秋 吉 仁 美	
平26.08.17	東京地家立川支判事(部 総括)		東京高判事	24民	多見谷 寿 郎	
平26.08.24	定年退官		東京高判事(部総括)	24民	三 輪 和 雄	
平26.08.25	鹿児島地家判事(所長)・ 鹿児島簡裁判事(司掌者)		知財高判事	知1	大須賀 滋	
平26.08.25	東京高判事(部総括)	24民	神戸地判事(所長)		高 野 伸	
平26.08.31	定年退官		東京高判事(部総括)	12民	難 波 孝 一	
平26.09.12	東京地判事・東京簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	9民	小野寺 真 也	
平26.09.12	東京高判事(部総括)	12民	静岡地判事(所長)		林 道 晴	
平26.09.16	さいたま家地判事(部総 括)・さいたま簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	1刑	伊 藤 敏 孝	
平26.09.18	広島家判事(所長)		東京高判事	7民	生 野 考 司	

年月日	発令事項等		官 職 等		氏 名	備 考
平26.09.29	横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	10民	田 中 寿 生	
平26.09.30	東京地家立川支判事(部総括)		東京高判事	16民	渡 邊 弘	
平26.10.01	東京高判事・東京簡裁判事	14民	弁護士		南 部 潤一郎	新規任命
平26.10.03	名古屋高金沢支判事(部総括)		東京高判事	24民	内 藤 正 之	
平26.10.04	東京家判事(部総括)		東京高判事	11刑	鹿 野 伸 二	
平26.10.15	東京地家立川支判事(部総括)・立川簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	11刑	阿 部 浩 巳	
平26.10.27	東京地判事(部総括)		東京高判事	17民	永 谷 典 雄	
平26.11.01	東京高判事・東京簡裁判事	10民	東京家判事・東京簡裁判事(最高裁家庭局長)		岡 健太郎	
平26.11.01	東京地判事・東京簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	15民	三 輪 方 大	

年月日	発令事項等		官 職 等		氏 名	備 考
平26.11.02	定年退官		東京高判事(部総括)	9民	下 田 文 男	
平26.11.03	東京地判事		東京高判事	12民	江 原 健 志	
平26.11.03	東京高判事(部総括)	9民	札幌地判事(所長)		奥 田 正 昭	
平26.11.10	静岡地家浜松支判事(支部長)・浜松簡裁判事(司掌者)		東京高判事	10刑	秋 山 敬	
平26.11.11	札幌高長官		東京高判事(最高裁首席調査官)		金 井 康 雄	
平26.11.11	東京高判事(最高裁首席調査官)		東京高判事(部総括)	12民	林 道 晴	
平26.11.11	金沢地判事(所長)・金沢簡裁判事(司掌者)		東京高判事	24民	萩 原 秀 紀	
平26.11.11	東京高判事(部総括)	12民	金沢地判事(所長)・金沢簡裁判事(司掌者)		杉 原 則 彦	
平26.11.18	定年退官		東京高判事(部総括)	10民	園 尾 隆 司	
平26.11.19	東京高判事(部総括)	10民	広島地判事(所長)		大 段 亨	
平26.11.29	横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	3刑	近 藤 宏 子	
平26.12.06	依願退官		東京高判事・東京簡裁判事	21民	端 二三彦	
平26.12.06	さいたま地家川越支判事(部総括)・川越簡裁判事		東京高判事・東京簡裁判事	12民	野 口 忠 彦	
平26.12.06	東京高判事・東京簡裁判事	11刑	東京高判事・東京簡裁判事	11刑	染 谷 武 宣	再任
平26.12.06	東京高判事・東京簡裁判事	17民	東京高判事・東京簡裁判事	17民	本 田 能 久	兼官再任

年月日	発令事項等		官 職 等		氏 名	備 考
平26.12.08	定年退官		東京高判事(部総括)	1刑	角 田 正 紀	
平26.12.09	東京高判事(部総括)	1刑	前橋家判事(所長)		小 坂 敏 幸	

(2) 管内関係（平成26年6月28日～平成26年12月19日）

	判 事	判 事 補	簡 判	計
ア 当管内相互の転補	10 人	4 人	2 人	16 人
イ 当管内から他管内へ転補	12 人	5 人	1 人	18 人
ウ 他管内から当管内へ転補	2 人	9 人	0 人	11 人
エ 当管内から最高裁へ転補	7 人	4 人	0 人	11 人
オ 最高裁から当管内へ転補	3 人	0 人	0 人	3 人
カ 当管内から高裁へ転補	2 人	0 人	0 人	2 人
キ 高裁から当管内へ転補	20 人	0 人	0 人	20 人
ク 任命	1 人	10 人	18 人	29 人
ケ 転官	2 人	3 人	0 人	5 人
コ 退官	11 人	1 人	6 人	18 人
合 計	70 人	36 人	27 人	133 人

2 裁判官以外の職員の異動任免等
 (主任書記官、課長補佐及び主任家庭裁判所調査官以上)
 (1) 当庁関係(平成26. 6. 28～平成26. 12. 19)

発令年月日	異動後	異動前	氏名	備考
H26. 7. 30	退職	東京高裁 事務局次長	岸野 明人	
	新潟地裁 事務局次長	東京高裁 会計課企画官 兼 知財高裁 庶務第二課長	小松 且昌	
	長野地裁 民事次席書記官	東京高裁 民事訟廷副管理官	鈴木 敦雄	
	新潟家裁 次席書記官	東京高裁 第9民事部 主任書記官	新田 一男	
	東京地裁 総括主任書記官	東京高裁 第12民事部 主任書記官	根本 順一	
	長野地裁 刑事次席書記官	東京高裁 第12刑事部 主任書記官	古屋 敏和	
H26. 8. 1	千葉家裁 事務局長	東京高裁 総務課長	継田 剛史	
	東京高裁 第9民事部 主任書記官	東京地裁 総務課文書企画官	石上 賀一	
	東京高裁 総務課長	横浜地裁 事務局次長	小野 昭	
	東京高裁 会計課企画官 兼 知財高裁 庶務第二課長	横浜家裁 会計課長	楠木 久史	
H26. 8. 1	東京高裁 事務局次長	横浜地裁 事務局長	進藤 修	
	東京高裁 第4民事部 主任書記官	最高裁判所秘書官	弥永 幸男	
	東京高裁 民事訟廷副管理官	東京高裁 第4民事部 主任書記官	新井 弘明	
	町田簡裁 主任書記官	東京高裁 第17民事部 裁判所書記官	飯田 理恵	
	島田簡裁 主任書記官	東京高裁 第2刑事部 裁判所書記官	加藤 美由起	
	横浜家裁川崎支部 主任書記官	東京高裁 第4民事部 裁判所書記官	阪本 恵子	
	横浜地裁 主任書記官	東京高裁 人事課専門職	横田 朋子	
	東京高裁 第12刑事部 主任書記官	横浜地裁 裁判員調整官	遠藤 晃代	
	東京高裁 第12民事部 主任書記官	水戸地裁下妻支部 庶務課長兼主任書記官	北條 法之	

発令 年月日	異動後	異動前	氏名	備考
	特許庁	最高裁 裁判所調査官 兼知財高裁 裁判所調査官	小野 忠悦	
	特許庁	最高裁 裁判所調査官 兼知財高裁 裁判所調査官	丹治 彰	
	特許庁	知財高裁 裁判所調査官	井上 猛	
	最高裁 裁判所調査官 兼知財高裁 裁判所調査官	特許庁 審判部 第1部門（計測）審判長	小林 紀史	
	最高裁 裁判所調査官 兼知財高裁 裁判所調査官	特許庁 審判部 第21部門（有機化学）審判長	門前 浩一	
	知財高裁 裁判所調査官	特許庁 審判部 第28部門（情報処理）審判長	仲間 晃	

(2) 管内関係(平成26. 6. 28～平成26. 12. 19)

(単位:人)

官 職 発令区分	秘書官	裁判所 調査官	事務官	書記官	家 裁 調査官	速記官	計
ア 他官庁と当管内 の異動		8		2			10
イ 最高裁及び当管 内相互の異動	3		26	62	6		97
ウ 他高裁管内から 当管内への異動					1		1
エ 当管内から他高 裁管内への異動					2		2
オ 退職			3	4			7
カ 死亡							0
カ 再任用							0
合 計	3	8	29	68	9	0	117

(注)官職は、異動後の新官職を基準とする。

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を求める事項

平成26年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め（平成25年12月13日裁判官会議決議）の一部改正

上記の定めについて，別紙第1及び別紙第2のとおり一部改正した。

(別紙第1)

(平成26年11月25日)

裁判事務の分担及び事件の分配について

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づく応急の措置として、平成26年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの一部を次のように改正する。

第3章第1節の1のただし書後段及び第4章の6中「第10民事部」とあるのを「第22民事部」に改める。

附 則

この定めは、平成26年11月26日から施行する。

(別紙第2)

平成26年度前期裁判官会議(平成26年6月27日開催)の翌日から平成26年12月19日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づく応急の措置として、平成26年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの「(別表1)東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

(平成26年7月1日)

配置	増 永 謙一郎(第9民事部, 第3特別部)
	藤 田 正 人(第21民事部, 第3特別部)

(平成26年7月4日)

削除	野 山 宏(第20民事部, 第2特別部)
----	----------------------

(平成26年7月18日)

削除	佐久間 健 吉(第24民事部, 第3特別部)
配置	小 川 秀 樹(第11民事部, 第3特別部, 第4特別部)
	萩 原 秀 紀(第24民事部, 第3特別部)

(平成26年7月21日)

削除	山 田 敏 彦(第12刑事部, 第4特別部)
----	------------------------

(平成26年7月24日)

削除 総	佐久間 邦 夫(第2民事部, 第3特別部)
配置 総	柴 田 寛 之(第2民事部, 第3特別部)

(平成26年7月25日)

削除 総	貝阿彌 誠(第19民事部, 第4特別部)
------	----------------------

総 鈴木 健 太 (第 2 3 民事部, 第 1 特別部)

小森田 恵 樹 (第 2 刑事部, 第 5 特別部)

配置 総 小林 昭 彦 (第 1 9 民事部, 第 4 特別部)

(平成 2 6 年 7 月 2 6 日)

削除 佐 藤 正 信 (第 5 刑事部, 第 3 特別部)

配置 総 水 野 邦 夫 (第 2 3 民事部, 第 1 特別部)

(平成 2 6 年 7 月 3 1 日)

削除 総 金 谷 暁 (第 3 刑事部)

総 (兼) 金 谷 暁 (第 6 刑事部, 第 7 刑事部, 第 9 刑事部)

(平成 2 6 年 8 月 1 日)

削除 小 田 真 治 (第 3 特別部)

配置 中 島 基 至 (第 8 民事部, 第 3 特別部, 第 4 特別部)

宇田川 公 輔 (第 1 9 民事部, 第 4 特別部)

総 秋 葉 康 弘 (第 3 刑事部)

総 (兼) 秋 葉 康 弘 (第 6 刑事部, 第 7 刑事部, 第 9 刑事部)

(平成 2 6 年 8 月 1 6 日)

削除 蓮 井 俊 治 (第 2 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 8 月 1 7 日)

削除 多見谷 寿 郎 (第 2 4 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 8 月 2 4 日)

削除 総 三 輪 和 雄 (第 2 4 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 8 月 2 5 日)

削除 大須賀 滋 (第 3 特別部)

配置 総 高 野 伸 (第 2 4 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 8 月 3 1 日)

削除 総 難 波 孝 一 (第 1 2 民事部)

(平成26年9月1日)

配置 総(兼)園 尾 隆 司(第12民事部)

(平成26年9月12日)

削除 小野寺 真 也(第9民事部, 第3特別部)

総(兼)園 尾 隆 司(第12民事部)

総(兼)秋 葉 康 弘(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)深 見 玲 子(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)近 藤 宏 子(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)青 沼 潔(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)浅 香 竜 太(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

配置 総 林 道 晴(第12民事部)

総(兼)村 瀬 均(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)秋 山 敬(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)石 井 伸 興(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(兼)内 田 曉(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(平成26年9月16日)

削除 伊 藤 敏 孝(第1刑事部, 第3特別部)

(平成26年9月18日)

削除 生 野 考 司(第7民事部, 第1特別部)

(平成26年9月29日)

削除 田 中 寿 生(第10民事部, 第3特別部)

(平成26年9月30日)

削除 渡 邊 弘(第16民事部, 第3特別部, 第4特別部)

(平成26年10月1日)

配置 南 部 潤一郎(第14民事部)

(平成26年10月3日)

削除 河本晶子(第22民事部, 第4特別部)
内藤正之(第24民事部, 第3特別部)
配置 河本晶子(第24民事部)

(平成26年10月4日)

削除 鹿野伸二(第11刑事部)
配置 (代)小笠原義泰(第11刑事部)

(平成26年10月15日)

削除 阿部浩巳(第11刑事部)

(平成26年10月27日)

削除 永谷典雄(第17民事部, 第3特別部)

(平成26年11月1日)

削除 三輪方大(第15民事部, 第2特別部)
配置 岡健太郎(第10民事部, 第3特別部)

(平成26年11月2日)

削除 総 下田文男(第9民事部, 第3特別部)

(平成26年11月3日)

削除 江原健志(第12民事部)
配置 総 奥田正昭(第9民事部, 第3特別部)

(平成26年11月10日)

削除 秋山敬(第10刑事部)
(兼)秋山敬(第6刑事部, 第7刑事部, 第9刑事部)

(平成26年11月11日)

削除 瀬戸口壯夫(第8民事部, 第4特別部)
総 林道晴(第12民事部)
萩原秀紀(第24民事部, 第3特別部)

配置 総 杉 原 則 彦 (第 1 2 民事部)

瀬戸口 壯 夫 (第 2 4 民事部)

(兼) 瀬戸口 壯 夫 (第 8 民事部)

(平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日)

削除 総 園 尾 隆 司 (第 1 0 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日)

配置 総 大 段 亨 (第 1 0 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 1 1 月 2 9 日)

削除 近 藤 宏 子 (第 3 刑事部)

(平成 2 6 年 1 2 月 6 日)

削除 野 口 忠 彦 (第 1 2 民事部)

端 二三彦 (第 2 1 民事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 1 2 月 8 日)

削除 総 角 田 正 紀 (第 1 刑事部, 第 3 特別部)

(平成 2 6 年 1 2 月 9 日)

配置 総 小 坂 敏 幸 (第 1 刑事部, 第 3 特別部)

第3 議案

平成27年度における東京高等裁判所の裁判官の配置，裁判事務の代理順序，裁判事務の分担，事件の分配，開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部，刑事部及び特別部に配置する裁判官を，別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については，同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは，その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし，特別の理由があるときは，部の合議により，その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは，他の部の裁判官（裁判長を除く。）が，これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは，他の部の裁判官が，これを代理する。ただし，夏期休廷及び夏期休廷中の代理は，別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については，同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部，第2民事部，第4民事部，第5民事部，第7民事部から第12民事部まで，第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は，本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事部に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし，(8)，(9)の事件は，第15民事部，第16民事部，第17民事部及び第19民事部が，(10)から(15)

までの事件は、第22民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件を除く。）
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
- (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許，実用新案，意匠又は商標に

関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件)

- (3) 設置法第2条第3号所定の事件 ((1),(2)の訴訟に係る抗告事件, (1)の訴訟を本案とする民事保全事件, (2)の訴訟を本案とする執行停止事件, (1),(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件, 商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
- (4) 設置法第2条第4号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件, 上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件 ((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件 (知的財産高等裁判所に関するものに限る。)

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは, 刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (以下「医療観察法」という。) に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所, 地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件, 抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件, 刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは, 次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条又は第86条の事件

(2) 中小企業等協同組合法第109条の事件

(3) 水産業協同組合法第95条の5の事件

4 第4特別部

(1) 裁判所法第16条第4号の事件

(2) 裁判官分限法第3条の事件

(3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件

(4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件

(5) 弁護士法第16条又は第61条の事件

(6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件

5 第5特別部

(1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件

(2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

(3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件

(4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

(5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

(1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件

(2) 民事に関する差戻事件及び再審事件

(3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件

(4) 刑事に関する差戻事件

(5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え19冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

- (2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件とそれ以外の抗告事件とに区分し、それぞれ受理の順点により、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に、受理の順点により、分配する。

イ 上記アの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

ウ 上記アにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による

民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又は上記イにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

(3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。), 抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当番日 (執務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番

部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわらず、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。

(2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高

等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

(1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

(2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6 第22民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りで

ない。

- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときには、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1), (2), (3), (4), (6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第6刑事部、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止し、この期間中の措置を

次のとおり定める。

- (1) 第6刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3, 10, 11及び12に規定する次位の部に当たるときは、第6刑事部については「次位の部」とあるのを「次々々位の部」と、第9刑事部については「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- (2) 第6刑事部、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は同章5の(1)の規定にかかわらず、事件を分配する部がないものとみなし、同3箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

(別表1)

東京高等裁判所裁判官配置表(平成27年1月1日現在)

民 事 部																	
部		裁 判 官				部		裁 判 官				部		裁 判 官			
第1民事部	総	福塩石中小	田橋野池	剛直俊琢将	久也一郎和	第11民事部	総	瀧小中松布	澤川平田施	秀典雄	泉樹健浩士	第21民事部	総	齋栗鈴藤	藤原本田	洋正正	隆三弘人
	(代)																
第2民事部	総	柴林齋小	田藤田	寛正憲靖	之宏次子	第12民事部	総	杉高朝	原瀬倉	則順佳	彦久秀	第22民事部	総	加峯河小	藤田林	新俊泰康	太郎之常彦
第4民事部	総	田高浦西	村橋野森	幸光真政	一雄子一	第14民事部	総	須小小島南	藤池濱村部	典晴浩典潤一	明彦庸男郎	第23民事部	総	水若瀬本坂	野林川吉庭	邦辰卓弘正	夫繁男行将
第5民事部	総	大山小平田	竹本池田中	た剛一直寛	か史利人明	第15民事部	総	井齊宮木	上木永太	繁教忠伸	規朗明広	第24民事部	総	高瀬河田	野戸本辺	壯晶暁	伸夫子志
第7民事部	総	菊濱菅工	池口家藤	洋忠	一浩行正	第16民事部	総	奥貝松齊	田原本藤	隆信明	文之敏顕						
第8民事部	総 (兼)	高瀬廣中福	世戸田島島	三壯泰基かな	郎夫士至え	第17民事部	総	菅中飯本	野村畑田	博也勝能	之志之久						
第9民事部	総	奥橋関増	田本口永	正英剛謙一	昭史弘郎	第19民事部	総	小定田岡黒宇	林塚代山澤川	昭雅忠圭公	彦誠彦広子輔						
第10民事部	総	大岡河森	段村脇	健江	亨郎浩子	第20民事部	総	山佐内徳	田藤田岡	俊美博	雄穂久治						

刑 事 部																	
部	裁 判 官					部	裁 判 官					部	裁 判 官				
第1刑事部	総	小半梶	坂田川	敏靖匡	幸史志	第5刑事部	総	八根川	木本本	正清	一涉巖	第9刑事部	総(兼) (兼) (兼)	村石内	瀬井田	伸	均興曉
第2刑事部	総	青加高	柳藤橋	康	勤亮明	第6刑事部	総(兼) (兼) (兼)	村石内	瀬井田	伸	均興曉	第10刑事部	総	村石内	瀬井田	伸	均興曉
第3刑事部	総	秋深青浅	葉見沼香	康玲竜	弘子潔太	第7刑事部	総(兼) (兼) (兼)	村石内	瀬井田	伸	均興曉	第11刑事部	総 (代)	三染小笠原	好谷	幹武義	夫宣泰
第4刑事部	総	河藤小	合井川	健俊賢	司郎司	第8刑事部	総	大加幅安	島藤田藤	隆勝祥一	明学行郎	第12刑事部	総	井深中	上沢川	弘茂卓	通之久

特 別 部		
第 1 特 別 部 (海 難 事 件)	第 3 特 別 部 (独占禁止等關係事件)	第 4 特 別 部 (分限, 内乱, 国民審査, 并 護士法事件等)
総 小水菊須若濱小瀬菅本小工島坂南 裕夫一明繁浩彦男行行正男将郎 邦洋典辰 晴卓忠弘浩 典正潤一 池野池藤林口池川家吉濱藤村庭部	総 穂浩士弘久弘常人行久子郎秀恭正樹治彦香興至明代郎昭子え人志な哉史毅曉久和紀 美 泰剛順正泰直忠博晶謙一佳 芳 康理伸基寛麻琢貴澄か正曉わ正晃厚 卓将由 藤口田口瀬木田田家田本永倉村藤中岡林 井島中寄野谷木 島田辺木中田谷田川池武 佐濱廣関高鈴河平菅内河増朝中工田徳小西石中田大中新櫛福藤田鈴田平神内中小中 (代)	総 裕し文一郎一伸亨彦弘涉子史誠利郎夫雄巖之子士彦人深一子浩敏頭広太至子明え子志輔 たか 隆正三幸 昭康 玲剛 一健太 壯光清信 真美 泰雅直 政晶 明 忠電基 江津 寛か圭曉公 池竹田木世村野段林葉本見本塚池 戸口橋本原野田代田沼森本村本藤山香島脇中島澤辺川 小大奥八高田高大小秋根深山定小岡瀬高川貝浦廣田平菅西河河松齊岡浅中森田福黒田宇
第 2 特 別 部 (人 身 保 護 事 件)		
総 裕規久雄朗也一穂明久広治郎和 築剛俊敬直俊美忠博伸 琢将 池上田田木田橋藤永田太岡野池 小井福山齊塩石佐宮内木徳中小 (代)		
第 3 特 別 部 (独占禁止等關係事件)		第 5 特 別 部 (逃亡犯罪人引渡法による事 件)
総 小加大村福高齋設富井菊奥高滑山石杉橋大山小峯瀬塩栗深石 池藤竹瀬田世藤榮田上池田 野水 田井原本藤本池 戸口田原沢橋 新たか 剛三 隆善弘洋正 俊忠則英一剛一俊壯直洋茂俊 裕郎し均久郎隆一範通一昭伸節雄彦史郎史利之夫也三之一		総 裕夫明学行即宣泰 幹隆 勝一 武義 池好島藤田藤谷 笠原 小三大加幅安染小 (代)

(別表 2)

夏期休廷部日割表 (平成 27 年度)

	前期 (7月21日～8月10日)		後期 (8月11日～8月31日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民事部	第 2 民事部	第 1 民事部	第 1 民事部	第 2 民事部
	第 4 民事部	第20民事部	第20民事部	第 4 民事部
	第 5 民事部	第 7 民事部	第 7 民事部	第 5 民事部
	第 8 民事部	第 9 民事部	第 9 民事部	第 8 民事部
	第11民事部	第10民事部	第10民事部	第11民事部
	第12民事部	第14民事部	第14民事部	第12民事部
	第15民事部	第16民事部	第16民事部	第15民事部
	第17民事部	第19民事部	第19民事部	第17民事部
	第21民事部	第22民事部	第22民事部	第21民事部
	第23民事部	第24民事部	第24民事部	第23民事部
刑事部	第 3 刑事部	第 1 刑事部	第 1 刑事部	第 3 刑事部
	第 5 刑事部	第 1 刑事部	第 2 刑事部	第12刑事部
	第 8 刑事部	第11刑事部	第 4 刑事部	第10刑事部
	第10刑事部	第 4 刑事部	第11刑事部	第 8 刑事部
	第12刑事部	第 2 刑事部		

(別表 3)

開廷日割表 (平成 27 年度)

	部	開廷日	法 廷
民 事 部	第 1 民事部	月・水・金	民事822号
	第 2 民事部	火・木・金	民事822号
	第 4 民事部	火・木・金	民事817号
	第 5 民事部	月・水・金	民事511号
	第 7 民事部	火・木・金	民事511号
	第 8 民事部	火・木・金	民事809号
	第 9 民事部	月・水・金	民事809号
	第10民事部	火・木・金	民事825号
	第11民事部	月・水・金	民事825号
	第12民事部	月・水・金	民事824号
	第14民事部	火・木・金	民事824号
	第15民事部	月・水・金	民事808号
	第16民事部	火・木・金	民事808号
	第17民事部	月・水・金	民事812号
	第19民事部	火・木・金	民事812号
	第20民事部	月・水・金	民事817号
	第21民事部	火・木・金	民事424号
	第22民事部	月・水・金	民事424号
	第23民事部	月・水・金	民事717号
	第24民事部	火・木・金	民事717号

	部	開廷日	法 廷
刑 事 部	第 1 刑事部	月・水・金	刑事720号
	第 2 刑事部	月・火・木	刑事720号
	第 3 刑事部	月・水・金	刑事410号
	第 4 刑事部	月・火・木	刑事506号
	第 5 刑事部	月・水・金	刑事506号
	第 8 刑事部	月・水・金	刑事805号
	第10刑事部	月・火・木	刑事805号
	第11刑事部	月・水・金	刑事622号
	第12刑事部	月・火・木	刑事622号
特 別 部	第 1 特別部	随 時	
	第 2 特別部	随 時	
	第 3 特別部	随 時	
	第 4 特別部	随 時	
	第 5 特別部	随 時	

平成27年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新 旧 対 照 表

(現 行)

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休延及び夏期休延中の代理は、別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第12民事部、第14民事部、第15民事部及び第16民事部が、(10)から(15)までの事件は、第22民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件を除く。）
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件

(改 正 案)

第1章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休延及び夏期休延中の代理は、別表2のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部が、(10)から(15)までの事件は、第22民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件（(8)の事件を除く。）
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件

(4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件

(5) 差戻事件及び再審事件

(6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件

(7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件

(8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件

(9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件

(10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件

(11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件

(12) 電波法第97条の事件

(13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件

(14) 最高裁判所にした特別上告提起事件

(15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件

(16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

(1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件

(2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）

(3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）

(4) 設置法第2条第4号所定の事件

(5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）

(6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）

(4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件

(5) 差戻事件及び再審事件

(6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件

(7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件

(8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件

(9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件

(10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件

(11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件

(12) 電波法第97条の事件

(13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件

(14) 最高裁判所にした特別上告提起事件

(15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件

(16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

(1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件

(2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）

(3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）

(4) 設置法第2条第4号所定の事件

(5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）

(6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法第95条の5の事件
- 4 第4特別部
 - (1) 裁判所法第16条第4号の事件
 - (2) 裁判官分限法第3条の事件
 - (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
 - (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
 - (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
 - (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件
- 5 第5特別部
 - (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
 - (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
 - (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律によ

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法第95条の5の事件
- 4 第4特別部
 - (1) 裁判所法第16条第4号の事件
 - (2) 裁判官分限法第3条の事件
 - (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件
 - (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件
 - (5) 弁護士法第16条又は第61条の事件
 - (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件
- 5 第5特別部
 - (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
 - (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
 - (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律によ

る審査等請求事件

(4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

(5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

(1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件

(2) 民事に関する差戻事件及び再審事件

(3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第42条第2項の異議の申立てに関する事件

(4) 刑事に関する差戻事件

(5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

(1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え19冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2) ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件とそれ以外の抗告事件とに区分し、それぞれ受理の順点により、

る審査等請求事件

(4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件

(5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第1特別部から第5特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

(1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件

(2) 民事に関する差戻事件及び再審事件

(3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第42条第2項の異議の申立てに関する事件

(4) 刑事に関する差戻事件

(5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第4章 事件の分配

第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

(1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録が9冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、9冊を超え19冊以下のものと19冊を超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録が5冊を超えるもの（(3)の事件を除く。）については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2) ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件とそれ以外の抗告事件とに区分し、それぞれ受理の順点により、

第12民事部、第14民事部、第15民事部及び第16民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第12民事部、第14民事部、第15民事部及び第16民事部に、受理の順点により、分配する。

イ 上記アの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

ウ 上記アにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又は上記イにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件(医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部(夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。)に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件(法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要がある抗告事件を含む。)は、次の要領により分配する。
- ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当

第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録が5冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に、受理の順点により、分配する。

イ 上記アの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

ウ 上記アにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又は上記イにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の冊数にかかわらず、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、500丁未満、1,000丁未満、3,000丁未満、5,000丁未満、10,000丁未満及び10,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、1,000丁未満、3,000丁未満、3,000丁以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件(医療観察法による抗告事件を除く。)、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部(夏期休廷中に受理した事件については、休廷部を除く。)に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件(法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要がある抗告事件を含む。)は、次の要領により分配する。
- ア 各部のうち1箇所を当番部とし、当番部は、当

番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわらず、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、

番日（執務時間外を含む。）に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、5,000丁未満のものに限り、記録丁数にかかわらず、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、民事部、刑事部及び特別部各別に次位の部がこれをする。

4 差戻事件

(1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、

その部に分配する。

- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

- 6 第22民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）

その部に分配する。

- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。

- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

- 6 第22民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

- 7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

- 8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

- 9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）

であるときは、この限りでない。

- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第6刑事部、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止し、この期間中の措置を次のとおり定める。
 - (1) 第6刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部に当たるときは、第6刑事部については「次位の部」とあるのを「次々々位の部」と、第9刑事部については「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替え

であるときは、この限りでない。

- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第5章 開廷日割

- 1 各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第6章 行政事務の代理順序

- 1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。
- 3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この定め第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第6刑事部、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止し、この期間中の措置を次のとおり定める。
 - (1) 第6刑事部及び第9刑事部がこの定め第4章3、10、11及び12に規定する次位の部に当たるときは、第6刑事部については「次位の部」とあるのを「次々々位の部」と、第9刑事部については「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替え

る。

- (2) 第6刑事部、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は同章5の(1)の規定にかかわらず、事件を分配する部がないものとみなし、同3箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

3 この定めは、平成26年4月1日から施行する。

4 この定めは、平成26年11月26日から施行する

—

別表1から3まで (略)

る。

- (2) 第6刑事部、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は同章5の(1)の規定にかかわらず、事件を分配する部がないものとみなし、同3箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

(削除)

(削除)

別表1から3まで (略)